

石川県立伝統産業工芸館
(いしかわ生活工芸ミュージアム)
指定管理者募集要項

石川県商工労働部

令和7年8月

[目 次]

1	対象施設の概要	1
2	施設管理の基本的な考え方	1
3	指定管理者の業務	1
4	指定管理者が行う管理の基準	2
5	指定の期間	2
6	応募の資格	2
7	応募の方法	3
8	提案を求める事項	4
9	選定の方法	6
10	責任分担	7
11	質問事項の受付	7
12	現地説明会の実施	7
13	無効又は失格	8
14	協定の締結	8
15	今後のスケジュール	8
16	様 式	9

石川県立伝統産業工芸館（いしかわ生活工芸ミュージアム）

指定管理者募集要項

石川県立伝統産業工芸館（いしかわ生活工芸ミュージアム）の指定管理者（管理運営団体）を以下により募集します。

1 対象施設の概要

(1) 名称

石川県立伝統産業工芸館（いしかわ生活工芸ミュージアム）（以下「工芸館」という。）

(2) 所在地

石川県金沢市兼六町1番1号

(3) 施設の沿革

昭和34年10月	石川県立美術館として開設
昭和59年 1月	石川県立伝統産業工芸館として開設
平成13年 8月	リニューアル工事（展示、内装）
平成22年 4月	指定管理者制度導入
令和 2年 4月	通称「いしかわ生活工芸ミュージアム」を使用開始

(4) 施設の概要

敷地面積	4,111.84 m ²
延床面積	1,643.01 m ²
階 数	地上2階、地下1階、塔屋1階
構 造	鉄筋コンクリート造

※ 詳細は、別紙「石川県立伝統産業工芸館指定管理者仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

展 示 品 石川県内の伝統的工芸品36品目の製品、製作工程等

2 施設管理の基本的な考え方

工芸館は、伝統産業の振興を図ることを目的に設置したものであり、この設置目的を十分理解し、適正かつ効率的な管理に努めること。

また、常設展、企画展、実演・体験などを自ら企画運営し、工芸館の入館者の増加にも努めること。

3 指定管理者の業務

(1) 工芸館における展示及び催物の企画及び運営に関する業務

(2) 工芸館の利用の促進に関する業務

(3) 工芸館の入場料の徴収に関する業務

(4) 工芸館の施設、設備及び備品の維持管理及び修繕に関する業務

(5) 前各号に掲げるもののほか、工芸館の管理に関し、知事が必要と認める業務

※ なお、指定管理者が行う管理業務全般を一括して第三者に再委託することはできませんが、保守点検等一部の業務については、県の承認を得て、専門の事業者にも再委託することができます。

※ 詳細は、別紙「仕様書」とおり。

4 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者が管理業務を行うにあたり、次の事項を遵守すること。

- (1) 適切なサービスの提供を行うこと。
- (2) 施設設備及び物品の維持管理及び修繕を適切に行うこと。
- (3) 業務に関連して取得した利用者等の個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
- (4) 業務を遂行する上で、以下の関係法令及び条例を遵守し、適正な管理業務を行うこと。

ア 地方自治法（第244条、第244条の2）

イ 労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法令

ウ 石川県立伝統産業工芸館条例及び同条例施行規則

エ 石川県行政手続条例（平成7年石川県条例第33号）

指定管理者が施設の利用者に対して行う許可その他の処分には、石川県行政手続条例が適用されるので留意すること。

オ 行政不服審査法、行政事件訴訟法

指定管理者が使用不許可処分等を行う場合においては、行政不服審査法に基づく審査請求、行政事件訴訟法に基づく処分の取消しの訴えを行うことができること等を処分の相手方に教示すること。

カ 石川県個人情報保護条例（平成15年石川県条例第2号）

指定管理業務を行うにあたって個人情報を取扱う場合には、その取扱いに十分留意し、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。また、第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用してはならない。なお、指定管理者の指定の期間が終了した後も同様であること。

- (5) 新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策を講じること。
- (6) その他、別紙「仕様書」のとおり。

※ 管理の基準に関する細目的事項は、指定の議決の後協議のうえ協定で定めます。

5 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

※ 指定の期間は県議会の議決事項になります。

※ 指定管理者の責めに帰すべき理由により、引き続き指定管理者として管理することが適当でないと認めた場合は、指定を取り消すことがあります。

6 応募の資格

次の資格を満たす法人又はその他の団体であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 石川県から指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 県税、法人税、消費税等を滞納していないこと。
- (4) 会社更生法、民事再生法等に基づく再生又は再生手続きを行っていないこと。
- (5) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 石川県暴力団排除条例（平成23年石川県条例第20号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）である者

イ 役員等（法人の場合は、その役員並びにその支店及び事業所の代表者、その他の団体の場合は、代表者及び役員をいう。以下同じ。）が、条例第2条第3号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者

ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者として次のいずれかに該当するもの

① 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

② 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用等している者

- ③ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- ④ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- エ その他、選定されることが暴力団の利益となると認められる者
- (6) 石川県内に事務所を置く又は管理の開始までに置く予定のあるもの。
- (7) 複数の団体でグループを構成して応募する場合は、代表者を定めること。
- (8) グループの構成団体は、他のグループの構成団体となることはできない。また、グループの構成団体は単独で応募することができない。

7 応募の方法

(1) 募集要項の配付

① 配付期間

令和7年8月8日（金）から10月8日（水）まで（石川県の休日を定める条例（平成元年石川県条例第16号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで

② 配付場所

石川県商工労働部経営支援課伝統産業振興室（行政庁舎12階）

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

TEL 076-225-1526

③ インターネットによる配付

<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kinyuu/densan/shiteikanri.html>

(2) 申請書類

申請にあたっては、以下の書類（正本1部、副本10部（④⑤⑩は正本1部のみ提出））を提出していただきます。電子メールの場合は、書類ごとにPDFファイル形式で1部を県に提出していただきます。なお、県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求められることがあります。また、グループで申請する場合は、以下の④～⑩は構成団体のものを全て提出してください。

なお、申請に要する費用は、申請者の負担とします。

- ① 指定管理者指定申請書（別紙様式1）
- ② 指定管理者事業計画書（別紙様式2）
（複数の事業計画書を提出することはできません。）
- ③ 収支予算書（別紙様式3）
- ④ 定款又はこれに類する書類
- ⑤ 法人の登記事項証明書又はこれに準ずる書類
- ⑥ 貸借対照表、損益計算書その他の財務諸表（過去3事業年度分）
- ⑦ 役員等名簿（別紙様式4）
- ⑧ 役員の略歴を記載した書類
- ⑨ 団体概要書（組織、事業内容その他の申請者の概要を記載した書類）（別紙様式5）
- ⑩ 石川県税、法人税若しくは所得税並びに消費税及び地方消費税に未納がないことを証明する書類
- ⑪ 主な業務を行う職員の履歴書及び資格証明書
- ⑫ グループを構成して応募する場合は、構成団体の概要を記載した書類（別紙様式8）
- ⑬ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く）

(3) 申請書類の提出

① 提出期間

令和7年8月8日（金）から10月8日（水）まで（県の休日を除く）の午前9時から午後5時まで

② 提出場所

下記まで持参又は書留郵便により郵送してください。

石川県商工労働部経営支援課伝統産業振興室（行政庁舎12階）

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

TEL 076-225-1526

※ 郵送の場合、最終日の午後16時までには必着のこと。

また、電子メールの場合は、下記まで提出してください。

石川県商工労働部経営支援課伝統産業振興室

E-mail: densan@pref.ishikawa.lg.jp

※ FAXによる提出はできません。

③ 提出部数（持参もしくは郵送の場合）

正本1部、副本10部（副本は正本の複写可）

④ 留意事項

ア 事業計画書等の著作権は、提出した団体に帰属するものとします。但し、提出書類については、情報公開条例の規定に基づき公開する場合があります。

イ 提出された申請書類は返却しません。

ウ 申請書類提出後の訂正、差替え等は原則として認めません。

エ 必要に応じ、追加書類の提出を求めることがあります。

オ 申請書類提出後に辞退する場合は、書面によるものとします。

8 提案を求める事項

以下について提案を求めます。提案は、指定管理者事業計画書（別紙様式2）に記載してください。

(1) 管理運営の基本的な考え方

① 申請理由

② 管理運営の方針

③ 個人情報保護対策

(2) 維持管理に関する業務

① 施設、設備の維持管理の考え方

② 再委託の考え方

(3) 事故・事件の防止措置及び緊急時の対応等

① 火災・盗難・災害などの事故・事件の防止（防災）対策

② 緊急時の体制・対応

③ 利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法

(4) 石川県伝統産業工芸館における集客の取り組み

① 指定管理者が自ら行う具体的な集客の取り組み

② 広報活動の具体的な取り組み

(5) 組織及び職員の配置等

① 実施体制

② 日常の職員配置

③ 類似施設の管理実績等

④ 職員の指導・研修体制

⑤ 管理開始までの計画

(6) 管理料の提案

次に掲げる金額の範囲内で、管理料に関する提案を求めます。

県が指定管理者に支払う管理料は、提案額を基準に、予算の範囲内で、毎年度、県と指定管理者が協議して定めるものとします。

なお、管理に係る費用が管理料を上回った場合も、県が特別の事情があると認めない限り、補填は行いませんので留意願います。

① 管理料

令和 8 年度 44,558千円

令和 9 年度 44,558千円

令和10年度 44,558千円

令和11年度 44,558千円

令和12年度 44,558千円

合計 222,790千円

② 利用料金等

入場料及び自主事業収入（ショップ販売手数料等）（以下「利用料金等」という。）は指定管理者の収入になりますので、管理料の提案額は、管理費総額から利用料金等収入の見込額を差し引いて算出してください。

※ 詳細は別紙「仕様書」のとおり

③ 令和3年度から令和6年度の入館者数等の実績 (単位：人、千円)

年 度	入館者数	入場者数	入 場 料	ショップ手数料
令和3年度	40,247	11,251	1,878	2,984
令和4年度	72,869	22,993	4,283	6,720
令和5年度	90,938	30,294	5,566	11,302
令和6年度	104,276	31,609	5,926	14,634

※ 消費税及び地方消費税（消費税等）

提案にあたっては、現在の税率 10%で算出してください。税率が引上げとなった場合、その時点で提案額等をベースに協議させていただきます。

(7) 利用料金（入場料）の提案

入場料の提案を求めます。提案にあたっては、石川県立伝統産業工芸館条例に定める額の範囲内としてください。これを上回る提案はできません。

また、入場料の設定に際しては、あらかじめ県の承認が必要となります。

条例に定める額

区 分	単 位	金 額
一般	18歳以上の者	一人につき 260円
	6歳以上18歳未満の者	一人につき 100円
30人以上の団体	18歳以上の者	一人につき 210円
	6歳以上18歳未満の者	一人につき 80円

(8) 施設の利活用に関する数値目標の提案

施設の設置目的を十分に発揮するために、管理にあたっての目標となる施設の利活用等に関する指標とその目標値を提案してください。指標は利用者数や利用者満足度など、数値により測ることができるものとしてください。

また、管理開始前には、提案内容を基に、県において数値目標及びその達成に向けた取り組みを中期経営目標として公表することとしております。また、管理開始後は、その達成状況等を、年1回実施する運営状況評価の対象とし、インターネット等により県民向けに公表します。

令和3年度からの数値目標の推移

測定指標	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (実績)	R6年度 (実績)	R7年度 (目標値)
(1) 利用者数(人)	40,274人	72,869人	90,938人	104,276人	141,000人
(2) うち有料エリア入館者数(人)	11,251人	22,993人	30,294人	31,609人	36,000人
(3) 利用者アンケート満足度					
利用者サービス(%)	99.5%	98.8%	100.0%	99.6%	95.0%
施設の維持管理(%)	99.8%	99.0%	99.5%	99.4%	95.0%

9 選定の方法

(1) 選定の進め方

令和7年10月(予定)に開催する指定管理者選定委員会において、各委員が(3)の選定の基準に沿って事業計画書等を評価し、その結果を基準に、総合的な評価を行ったうえで、最も適切に施設を管理できると認めた団体を指定管理者の候補者として選定します。

選定にあたっては、申請書類に基づく書類審査のほか、申請者である団体の代表者又はその代理の方に申請書類の内容等についてヒアリングを実施します。

なお、申請者の中に適切に施設を管理できると認める団体がいなかった場合は、指定管理者の候補者として選定しません。

(2) 選定委員の構成

施設の所管部局である商工労働部の部長を委員長とし、商工労働部の企画調整室長、経営支援課長、学識経験者、中小企業診断士、伝統産業関係者で構成することとしています。

(3) 選定の基準

選定の基準及び配点は次のとおりとします。

- ① 県民の平等な利用が確保されること。(10点)
 - ・ 伝統産業の振興を図るための利用が確保されること。
 - ・ 公平な利用及びサービスの提供が確保されること。
- ② 最少の経費で施設等の適切な維持管理を図ることができること。(35点)
 - ・ 維持管理の取り組み内容が適切であること。
 - ・ 管理料の内容が妥当であること。
 - ・ 再委託する場合の内容が適切であること。
 - ・ 安全対策の取り組み内容が適切であること。
- ③ 最少の経費で施設の効用を最大限発揮できること。(35点)
 - ・ 伝統産業の振興を図る施設に相応しい運営を効率的・効果的に実施することが期待できること。
 - ・ 施設の特性を踏まえた適正な目標を設定し、展示及び催物の企画等による多彩な活動により、伝統産業の振興と兼六園周辺文化の森に相応しい賑わいの創出が期待できること。
 - ・ 効果的・効率的に広報活動を行い、利用促進を図ることが期待できること。
- ④ 管理を安定して行うために必要な人員、資産その他の経営の規模及び能力を有していること。(20点)
 - ・ 安定的な管理を行うために必要な人員及び組織体制が確保されていること。
 - ・ 安定的な管理を行うための運営能力を有していること。
 - ・ 安定的な運営が可能な経営基盤を有していること。

(4) 選定結果の通知等

選定結果については、各申請者に文書で通知します。また、県のホームページ等で申請団体名、審査結果等の公表を予定しています。

10 責任分担

指定管理者と石川県との責任分担は次のとおりです。

内 容		指定管理者	石川県
①施設・備品の保守点検		○	
②施設・備品の維持管理		○	
③安全衛生管理		○	
④使用料の収納		○	
⑤施設・備品の損傷	管理上の瑕疵に係るもの	○	
	上記以外	協議事項	
⑥利用者の損害	管理上の瑕疵に係るもの	○	
	上記以外	協議事項	
⑦施設・備品の小規模修繕（性能・機能の回復程度のもの）		○	
⑧施設・備品の大規模修繕（資産価値の向上又は耐用年数の延長となるもの）			○
⑨個々の業務の委託		○	
⑩施設の法的管理	施設の使用許可、取消し	○	
	施設の目的外使用許可、取消し		○
⑪法令等の変更	施設の設置基準、管理基準に係るもの		○
	上記以外	○	
⑫需要の変動	利用者数、利用料金収入の減少	○	
⑬物価の変動	物価上昇によるもの	○	
	運営に重大な影響を及ぼすもの	協議事項	
⑭税制度の変更	一般的な税制変更（消費税除く）	○	
	消費税の変更		○
⑮保険への加入	火災保険		○
	その他各種保険	○	
⑯災害時の対応	連絡体制確保、利用者の安全確保、被害調査・報告、応急措置等	○	
	指揮・指示、復旧措置		○
⑰包括的な管理責任			○

11 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けします。

(1) 受付期間

令和7年8月8日（金）から9月5日（金）の午後5時まで

(2) 受付方法

質問書（別紙様式6）に記載のうえ、電子メールで提出して下さい。

E-mail densan@pref.ishikawa.lg.jp

※ 電話又は来訪など口頭による質問は受け付けません。

(3) 回答方法

回答は、電子メールにより随時行います。

取りまとめた質問及び回答は、9月19日（金）までに募集要項を配布しているWebページに掲載します。

12 現地説明会の実施

現地説明会を次により開催します。参加を希望される場合は、(4)により事前に参加申込してください。事前に参加申込がない場合は、参加できません。

(1) 開催日時

令和7年9月2日(火) 午後2時00分から2時間程度

(2) 集合場所・時間

金沢市兼六町1番1号 石川県立伝統産業工芸館1階多目的室
午後1時50分までに集合してください。

(3) 参加人数

1申請予定者につき3名までとします。(グループで申請する場合も同様とします。)

(4) 申込方法

令和7年8月27日(水) 午後5時までに、現地説明会参加申込書(別紙様式7)に記載のうえ、電子メールで提出して下さい。事前に参加申込がない場合は、参加できません。

E-mail densan@pref.ishikawa.lg.jp

13 無効又は失格

次の事項に該当する場合は、申請を無効とすることがあります。また、指定管理者候補に選定後あるいは指定の議決後であっても、選定を取り消すことがありますので留意願います。

- (1) 申請書類の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかった場合
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (3) 申請書類に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合
- (4) 申請書類に虚偽の内容が記載されている場合
- (5) 選定に関する不当な要求をした場合
- (6) 正当な理由なくして協定の締結に応じない場合
- (7) 財務状況の悪化や社会的信用を著しく損なうなど、指定管理者としてふさわしくないと認められる場合
- (8) その他不正な行為があった場合

14 協定の締結

- (1) 指定の議決後、管理業務の細目について県と指定管理者の間で協定を締結します。
- (2) 指定管理者が正当な理由なくして協定の締結に応じない場合は、指定を取り消します。
- (3) 財務状況の悪化や社会的信用を著しく失うなど、指定管理者として相応しくないと認められる状況となった場合は、指定の議決後であっても協定を締結せず、指定を取り消します。

15 今後のスケジュール

指定管理者による管理の開始までのスケジュールは次のとおり予定しています。

令和7年	8月8日(金)	～	10月8日(水)	募集要項の配付、申請受付
	8月8日(金)	～	8月27日(水)	現地説明会参加申込受付
	8月8日(金)	～	9月5日(水)	質問事項受付
	9月2日(火)			現地説明会
		～	9月19日(金)	質問事項への回答
	10月下旬			選定委員会の開催
	11月			指定管理者の候補者の決定
	12月(12月議会)			指定管理者の指定の議決
令和8年	春			協定締結
				事務引継

中期経営目標の策定・公表

4月 1日（水）～

新たな指定管理者による管理開始

※ 指定管理者の候補者は、令和8年4月1日から円滑に管理を行うため、管理の開始前においても、自己の責任と負担で、体制を整える必要があります。

また、事務引継のために、県との連絡調整の責任者を配置するものとします。

16 様式

- (1) 指定管理者指定申請書（別紙様式1）
- (2) 指定管理者事業計画書（別紙様式2）
- (3) 収支予算書（別紙様式3）
- (4) 役員等名簿（別紙様式4）
- (5) 団体概要書（別紙様式5）
- (6) グループ構成員表（別紙様式6）
- (7) 質問書（別紙様式7）
- (8) 現地説明会参加申込書（別紙様式8）

お問い合わせ先

石川県商工労働部経営支援課伝統産業振興室

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

TEL 076-225-1526

FAX 076-225-1523

E-mail densan@pref.ishikawa.lg.jp